

インド予算案**2009**

Corporate Catalyst India Pvt Ltd

エス・シー・エス 際 計事務所グループ

目次

- ▶ 日系企業にとって良かったこと
- ▶ 日系企業にとって かったこと
- ▶ 直接 連
- ▶ 間接 連
- ▶ 最近の改正事項等のトピック

日系企業にとって良かったこと

- ▶ 個人所得 の加算 (**Surcharge**) が 止されたこと
- ▶ 付加給付 (**Fringe Benefit Tax**) が 止されたこと
- ▶ 移 格にする'**Safe Harbour**'の 念が導入されること

日系企業にとって悪かったこと

- ▶ 法人 率の引き下げがなかったこと
- ▶ 最低代替（**Minimum Alternative Tax**）の率が**10%**
→**15%**に引き上げられたこと
- ▶ 弁護士の法務コンサルティングサービスがサービスの象となったこと

直接税関連 (その1)

- ▶ 法人
 - ▶ 法人 率の 更はなかった
 - ▶ 育は**3%** (**Education Cess 2% + Secondary & Higher Education Cess 1%**)のまま
 - ▶ 現在の 率は以下：

社の種類	率
社	30% *1
外社	40% *2

*1： 所得が1,000万ルピーを超える場合、10%の加算税

*2： 加算税は2.5%

✓ 率は？

直接税関連（その1）

▶ アジア各の率（御考情報）

（位：％）

インド	フィリピン	中国	インドネシア	タイ	ベトナム
33.99	30	25	28	30	25

韓国	マレーシア	台湾	シンガポール	香港	日本
24.5	25	25	17	16.5	41

✓傾向は？

直接税関連 (その2)

- 個人所得
 - 課 最低限が引き上げられた
 - **10%の加算 (Surcharge) が止された**

Rs : インドルピー

改正前		改正後	
所得	税率	所得	税率
150,000Rsまで*1	Nil	<u>160,000Rsまで</u> *1	Nil
150,000Rs超 300,000Rsまでの部分に対して	10%	160,000Rs超 300,000Rsまでの部分に対して	10%
300,000Rs超 500,000Rsまでの部分に対して	20%	300,000Rs超 500,000Rsまでの部分に対して	20%
500,000Rs超*2	30%	500,000Rs超*2	30%

*1 : 女性及び高齢者に対する非課税上限額は、180,000ルピー及び225,000ルピーから190,000ルピー及び240,000ルピーにそれぞれ引き上げられた。

*2 : 従来は所得が100万ルピーを超える場合、10%の加算税が課されていたが、廃止された。

✓影響は？

直接税関連 (その2)

➤ 影響額

前提： 課所得 **1,500,000**ルピーの場合

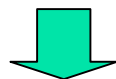
		更後	
$(300,000-150,000) \times 10\% =$	15,000	$(300,000-160,000) \times 10\% =$	14,000
$(500,000-300,000) \times 20\% =$	40,000	$(500,000-300,000) \times 20\% =$	40,000
$(1,500,000-500,000) \times 30\% =$	300,000	$(1,500,000-500,000) \times 30\% =$	300,000
小計	355,000	小計	354,000
$355,000 \times 10\% =$	35,500	加算税は廃止	n/a
小計	390,500	小計	354,000
$390,500 \times 3\% =$	11,715	$354,000 \times 3\% =$	10,620
合計	402,215	合計	364,620

➡ **37,595**ルピーの減果

直接税関連（その3）

▶ 企業での 究開費の割りし償却（**1.50倍**）

（ ） 特定の業種のみ 象



（更後） すべての業種が 象

✓影響は？

直接税関連（その4）

- ▶ 最低代替（**MAT：Minimum Alternative Tax**）について
- ▶ 最低代替とは、法人所得が「帳簿上の利益（**Book Profit**）」の**10%**を下回る場合、該「帳簿上の利益」が所得とされその**10%**を法人所得として支うという制度

- ()
 - ・ 率は**10%**
 - ・ 控除期限は**7年**



- (更後)
 - ・ 率は**15%**
 - ・ 控除期限は**10年**

✓影響は？

直接税関連（その5）

▶ セクション **80IA**、**80IB**における、事業開始の期限が
延長
()

電所： **2008年3月/2010年3月**

精油所： **2009年3月**



(更後)

電所： **2011年3月**

精油所： **2012年3月**

また、天然ガスパロジェクトも 象に

✓背景？

直接税関連（その6）

▶ セクション**35AD**の導入

() 資本的投資に する優遇措置なし



(更後) インフラ 連事業（コールドチェーン設備、倉庫設備、ガス、石油、原油向けパイプラインの敷設など）における、資本的支出（土地、業、金融資産を除く）にして控除を認める。

✓ との相違？

直接税関連（その7）

➤ 移 格 制

- 1 . 課 局により、'**Safe Harbour**'の 念の導入
→ 局が自動的に承認するような 況を明らかにする
 - 2 . 際取引格と立企業間格（'**Arm's Length Price**）とが**5%**以の乖離の場合は、修正の必要はなし。
- ✓ との相違？

直接税関連 (その8)

- 賃貸料、請負契約に基づく支払いにする源泉 率の見直し

容	率 (%)		
	現在	↑↓	更後
賃借料			
➤ 機械設備の使用	10	↓	2
➤ 土地、建物、家具の使用			
- 個人/HUFs に対するもの	15	↓	10
- 上記以外	20	↓	10

- ・ 支払い先のPANがない場合は、税率は20%となる。
- ・ 居住者への支払（給与支払いを除く）は、加算税と教育目的税を免除

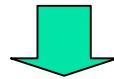
✓影響は？

PAN：Permanent Account Number

直接税関連 (その9)

▶ 源泉 にする査定期限について

() 特定の期限なし



(更後)

- ・ 支払いを受ける者が居住者の場合： 申告から**2年**
- ・ 申告書を提出していない場合： 支払から**4年**
- ・ 支払いを受ける者が非居住者の場合： 期限無し
- ・ **2008-09年以前**のものは、**2011年3月末**までに完了

✓影響？

直接税関連（その10）

▶ 再査定の際の調査について

（ ） 連する事項のみ



（更後） 連事項以外も

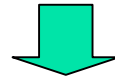
✓影響は？

直接税関連（その11）

▶ 不服申し立ての手段

CIT : Commissioner of Income Tax (Appeals)
ITAT : Income Tax Appellate Tribunal
HC : High Court
SC : Supreme Court

() CIT → ITAT → HC → SC



(更後) **DRP (Dispute Resolution Panel)**
由での申し立て

- ・ 対象 ('Eligible Assesses') : 外国企業、移転価格で不利な課税を受けたインド法人
- ・ 9ヶ月以内に裁定
- ・ 裁定は双方を拘束し、ITATに上告可能

✓ 影響は？

直接税関連（その12）

▶ 付加給付（Fringe Benefit Tax）の 止 付加給付 とは

- ・ 従業員に対して与えている特定の付加給付に対して雇用主が一定の税金を支払う制度
- ・ 税率： 30%
- ・ 税額の算出過程：
$$\text{付加給付税} = \text{特定の支出} \times \text{掛け目} \times \text{付加給付税率}$$

✓ 影響は？ 留意事項は？

直接税関連 (その13)

- ▶ 固有の識別番 (**DIN : Document Identification Number**) の付

() 務局のやりとりについて、個別の識別番なし。



(更後) すべてのやりとりに**DIN**を付

✓背景は？

直接税関連 (その14)

▶ 富裕 (Wealth Tax) が免除される上限

() 1,500,000 ルピー



(更後) 3,000,000 ルピー

✓ 影響は？

直接税関連（補足）

- ▶ 新所得法の公表

(現) **Income Tax Act , 1961**



(更後) 新しい所得法

✓時期は？ 他の法令は？

間接税関連 (その1)

間接	2007年 率(%)		2008年 率(%)	景 刺激 策		2009年 率(%)
(Custom Duty)	10	↔	10		↔	10
物品 (Excise Duty)	16	↓ ↔	14	8 (▲6)	↔ ↔	8
サービス (Services Tax)	12	↓	12	10 (▲2)	↔	10
中央販 上記には教育目的税3%が別途課される。 (Central Sales Tax)	3		2			2

✓ 2010年のGST (Goods & Service Tax) 導入は？

間接税関連 (その2)

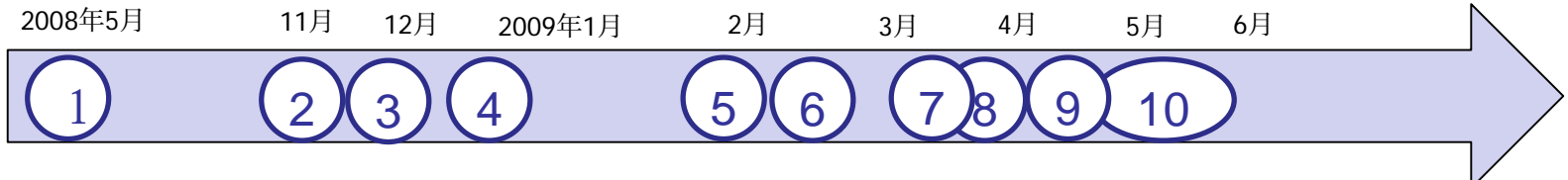
▶ サービス 連

▶ 象となるサービスの加

- ・ 道による商品の輸送
- ・ 沿岸及び 有を含む 水路における商品輸送
- ・ 法務コンサルルティングサービス(個人の場合を除く)
- ・ 美容整形 (トラウマや先天的なケースを除く)

✓影響は？

最近の改正事項等のトピック



1. 支店・駐在員事務所設立の条件と手続きに関する公開草案の公表
2. EPF、EPSに関する改正
3. ムンバイ同時多発テロ（11月）、サティアム会計不正問題の発生
4. 1景気刺激策の公表（12、1、2月）
5. 日本におけるIFRSの導入に関する中間報告の公表
6. 間接投資に関するプレスノートの公表
7. 会社秘書役任命義務の基準の変更
8. 源泉徴収に関する判決 TDS
9. 日本における海外子会社からの配当金に係わる益金不算入制度の導入
10. 総選挙、予算案の発表（7月6日）

支店・駐在員事務所の設立

➤ **2008年5月6日**付け公開草案の 容

- ・ 許可される活動内容
- ・ 追加の事務所
- ・ 期間について

他

✓最終的な 容は？ 務への影響は？

EPF、EPSについて

EPF: Employee's Provident Fund
EPS: Employee's Pension Scheme

▶ 改正事項の 容

- 2008年11月1日より
- 外国人従業員に対しても適用

✓問題点は？

1) Press Note No 2 (2009 Series)

- ‘外国投資’の割合を計算する際のガイドライン
- 従来は間接投資に関して基準が統一されていなかった
- 基準を統一しより透明性を持たせることを意図したもの

2) Press Note No 3 (2009 Series)

- 外資規制分野における持分もしくは支配の移転（インド居住者→インド非居住者）に関するガイドライン
- 一定の要件のもと当局の承認を義務付け
- 外資規制がない業種については対象外

3) Press Note No 4 (2009 Series)

- ‘Downstream investment ‘に関する基準の明確化
- 外資により所有もしくは支配されているインドの会社による投資について

会社秘書役任命義務の基準の変更

Rs：インドルピー

資本 (Rs)	更後			
	雇用	証明書	雇用	証明書
1百万未満	No	No	No	No
1百万以上～ 20百万未満	No	Yes	No	Yes
20百万以上～ 50百万未満	Yes	-	Yes/No	No/Yes
50百万以上	Yes	-	Yes	-

2009年3月15日より適用

会社秘書役： Company Secretary

✓ 存の社は？

源泉徴収税（TDS）に関する判例

TDS: Tax Deduction at Source

▶ 外 法人に する源泉 の義務について

- 個人所得税の前納制度と源泉徴収について
- 給与の一部を外国法人が支払っている場合の源泉徴収義務について

✓留意点は？

日本における海外子 社からの配 金に係わる益 金不算入制度の導入

▶ インドから配 する際の配 との 連について

1) 配 とは

‘tax on distributed profit’

(1961年インド所得税法 (Income Tax Act, 1961) 115
条-0)

2) 率 : **15%++**

3) 日本での 務

4) 日本での 制改正の影響
✓問題点は?

最近の駐在員事務所のPE課税に関する判例（ご参考）

PE: Permanent Establishment

- ▶ 駐在員事務所の活動 容が本社の**PE**を構成
するとしてインドで法人所得 を課
- 半導体設備の販売会社のインド駐在員事務所
- 顧客開拓、引き合いの取り次ぎ業務
- 請求書は本社が発行

✓ポイントは？

日本でのPE課税事例（ご参考）

PE: Permanent Establishment

- ▶ アマゾン・ドット・コムの子会社が、東京局から**140**億円前後の追
- 日本法人（2社）は、販売業務、物流業務を受託
- 米国からコミッションを対価として支払い

出処: 平成21年7月5日付け 朝日新聞 朝刊

✓問題点は？

紹介

設立: 2002年9月
代表: 少徳 健一 (日本国公認会計士、米国公認会計士)
本部: シンガポール
日本: SCS 際有限責任監査法人、SCS 際 理士法人、
SCS 際コンサルティング株式会社
〒105-0003
東京都港区西新橋2-16-2
全国たばこセンタービル10F (<http://www.scsglobal.co.jp>)
Phone: +81-3-5403-7117
Fax: +81-3-5403-7118

海外事務所: 韓国、中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、タイ、
シンガポール、インドネシア、インド、米国

インド法人名: Corporate Catalyst (India) Pvt Ltd
KS House, 118 Shahpur Jat, New Delhi 110049, India
Phone: +91-11-4100-9999 Fax: +91-11-4100-9990
<http://www.ccindia.com>

インド :
インド駐在 西海枝 (さいかち)

saikachi@scsglobal.co.jp

日本

牧

maki@scsglobal.co.jp

- ◆ 日本企業のアジア各国及びアメリカでの
 - ◆ 進出支援業務
 - ◆ 政府当局への申請業務

- ◆ 日本、アジア各国及びアメリカにおける以下の業務
 - ◆ 会計監査業務及びこれに付随するコンサルティング業務
 - ◆ 税務申告及び税務コンサルティング業務
 - ◆ 会計ソフトウェア導入コンサルティング
 - ◆ 内部管理システム導入コンサルティング
 - ◆ 内部監査業務
 - ◆ 記帳代行業務

- ◆ 日本、アジア各国及びアメリカにおける事業再編・撤退サポート業務
- ◆ 労務コンサルティング
- ◆ 法務コンサルティング（契約書の草案作成等を含む）
- ◆ 外国企業の日本進出支援業務

THANK YOU